

<新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の減免の流れ>

① 減免の対象になるか判断します。

(平成31年度・令和2年度の保険料段階が第9段階の70歳 A さんの例)

・平成31年(令和元年)と令和2年の収入見込み額が以下のとおりとなる場合。

	平成31年(令和元年)収入		令和2年収入※見込み	
	収入	所得	収入	所得
年金	2,000,000円	800,000円	2,000,000円	800,000円
給与	<u>2,000,000円</u>	1,220,000円	<u>1,400,000円</u>	750,000円
合計	4,000,000円	2,020,000円	3,400,000円	1,550,000円

※減少額600,000円
(30%減少)

(減免要件)

- ・令和2年の事業収入等のいずれかの減少額が平成31年に比べて30%以上減少している
→ 給与収入が600,000円(30%)減少
- ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成31年の所得の合計が400万円以下
→ 減少が見込まれる給与所得以外の平成31年の所得は年金所得の80万円



減免の対象となります。

② 減免額を計算します。

【減免額の計算方法】

$$\text{対象保険料額 (A} \times \text{B} \div \text{C)} \quad \times \quad \text{減免割合} \quad = \quad \text{保険料減免額}$$

(114,300円 × 1,220,000円 ÷ 2,020,000円) 8/10 55,226円

※減免割合は、平成31年の合計所得金額が200万超のため、8/10となる。

(A) 減免対象期間の保険料額 114,300円

内訳：13,500円（平成31年度第8期の保険料額）+ 100,800円（令和2年度の年間保険料額）

(B) 減少が見込まれる平成31年の給与所得額 1,220,000円

(C) 平成31年の合計所得金額 2,020,000円



Aさんの減免額は55,230円（10円未満切上）となります。